

第 7 回デジタル関係制度改革検討会

アナログ規制の見直しに係る取組の概要について

2024年 9 月 25 日（水）

アナログ規制の見直しに係る取組の経緯

2021（令和3）年11月 **デジタル臨時行政調査会** 設置

- デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討・実行

2021（令和3）年12月 **「構造改革のためのデジタル原則」**（いわゆる「デジタル原則」）決定

- デジタル社会の実現に向けた、デジタル・規制・行政の全ての改革の共通指針

2022（令和4）年6月 **「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」**決定

- **2022（令和4）年7月から2025（令和7）年6月までの3年間を集中改革期間**と設定
- アナログ規制の点検・見直しや地方公共団体における取組支援、テクノロジーマップの整備等の取組方針を明示

2022（令和4）年10月 第5回デジタル臨時行政調査会において、**集中改革期間を1年前倒し、2024（令和6）年6月まで**とすることを表明

2022（令和4）年12月 **「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」**決定

2023（令和5）年5月 **「デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針」**決定

2023（令和5）年6月 いわゆる**「デジタル規制改革推進の一括法」**成立（令和5年法律第63号）

- 書面掲示・フロッピーディスクについて、法改正が必要なものを一括で改正

2023（令和5）年5月～2024（令和6）年6月 規制の見直し完了時期に応じてフォローアップを実施・結果を公表

2024（令和6）年6月 集中改革期間の終期 ⇒ **フォローアップを実施、今回結果を公表**

代表的なアナログ規制である 7 項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

アナログ規制に関する点検・見直しに向けた工程表

工程表策定時資料を基に作成

「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」等に関する
 法令**約1万条項**全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定（2022（令和4）年12月）

- ・目視…………… 2927条項
- ・実地監査…………… 74条項
- ・対面講習…………… 217条項
- ・往訪閲覧・縦覧… 1446条項
- ・その他の規制…………… 42条項
- ・定期検査・点検… 1034条項
- ・常駐・専任…………… 1062条項
- ・書面掲示…………… 772条項
- ・FD等記録媒体… 2095条項

合計 9669条項（100%） 全ての方針及び工程表確定

《工程表のイメージ》

○方針確定している約1万条項の一覧（抜粋）

法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し後 Phase	見直し完了時期	工程表	見直しの概要
河川法施行令	国土交通省	第9条の3第1項第2号	河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等	目視規制	1-②	3	令和4年度 1月～3月	目視－共通1	告示、通知・通達等の発 出又は改正
指定居宅サービス等の 事業の人員、設備及び 運営に関する基準	厚生労働省	第6条第1項	指定訪問介護事業所にお ける管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	令和5年度 4月～9月	常駐専任－ 厚生労働省2	告示、通知・通達等の発 出又は改正

○工程表の類型

	2022（令和4）年度		2023（令和5）年度		2024（令和6）年度
	1月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～6月	
目視－共通1	法令等改正手続				
常駐専任－厚生労働省2	実態把握（外部委託調査等）				
	対外調整等				
	法令等改正手続				

見直しに向けた
工程表

- ※ 経済界からの主要な要望についても工程を確定
- ※ 地方公共団体（福岡市）からの要望についても工程を確定予定

アナログ規制の見直しの効果

本年6月に策定された「一括見直しプラン」に掲げられている改革の効果

人手不足の解消
・生産性の向上

経済成長

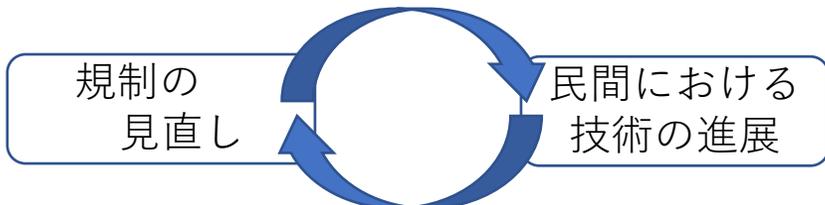
スタートアップ等の勃興
・成長産業の創出

行政の在り方の変革

- 業務が合理化されることによる、人手不足の解消・生産性の向上
- 行政の在り方の変革による、国民側の利便性の向上／行政側の負担軽減・質の向上

- 目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制の見直し
 - ・ 遠隔技術やAIが活用できるようになり、時間を大幅に短縮でき、安全性も向上
 - ・ 常時・遠隔で監視ができるようになり、安全性と効率性が向上
- 常駐・専任規制の見直し
 - ・ テレワークが可能になり、働き方の選択肢が拡大
 - ・ 複数事業所の兼任が可能になり、人手不足の解消に貢献
- 対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制の見直し
 - ・ 講習の受講、必要な情報の確認がいつでもどこでも可能になり、利便性が向上
- FD等の記録媒体を求める規制の見直し
 - ・ 申請等を行う側においてテレワークが可能になるほか、行政事務の合理化にも寄与

- 幅広い業界におけるデジタル化が進むことによる、経済の成長
- 様々な技術の活用が進むことによるスタートアップ等の勃興・成長産業の創出



・ 「規制の見直し」が「技術の進展」をもたらし、それが更なる「規制の見直し」に繋がるという正のスパイラル

・ その好循環の中で、新たな成長産業が創出され、経済成長も実現

デジタル規制改革推進の一括法について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための
デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律
(2023 (令和 5) 年 6 月 公布)

趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(※)を踏まえ、**デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進**するため、
①デジタル社会形成基本法、②デジタル手続法、③アナログ規制を定める個別法の改正を行う。

(※)「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022 (令和 4) 年 6 月 デジタル臨時行政調査会決定)

- 代表的なアナログ規制 7 項目の見直し (①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪閲覧・縦覧)
- フロッピーディスク等の記録媒体を用いる申請・届出等のオンライン化

改正のポイント

- I **将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直しが自律的かつ継続的に行われることを担保**するため、**見直しの基本方針や具体的な施策**について定める。
- II **一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直しを実現**するため、**①書面掲示規制** (※) 及び**②フロッピーディスク等の記録媒体に係る規制**について改正を行う。

(※) 7 項目の規制の大部分は、政省令改正等により、法改正を要することなく見直しの実現が可能。法改正を行うものは、書面掲示規制が中心。

デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しの推進に係る改正

デジタル社会形成基本法の改正

デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセス (※ 1) に関連する規定を措置

※ 1 新規法令等のデジタル原則適合性を確認するプロセス

国の基本方針として、デジタル技術の進展等を踏まえたデジタル技術の効果的な活用が規制により妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならないことを定めるとともに、当該見直しを重点計画の記載事項に位置付け。
(本改正により、規制見直しの方向性を明確に定め、デジタル法制局のプロセス等を重点計画に明記)

デジタル手続法の改正

デジタル技術の効果的な活用、テクノロジーマップ (※ 2) の公表・活用に関連する規定を措置

※ 2 デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を示したマップ

- ・ 国は、デジタル技術の進展等を踏まえ、デジタル技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならないこととする (地方公共団体は国に準じた努力義務)。
- ・ 内閣総理大臣 (デジタル庁) は、規制の見直しに資する技術に関する情報 (テクノロジーマップ等) について公表することとするとともに、国の行政機関等は当該情報を活用するよう努めなければならないこととする。

(テクノロジーマップのイメージ)



アナログ規制見直しの取組状況（法令・告示通達合計）

見直しが必要な規制8,164件のうち、7,835件の見直しが完了し、約96%の規制で予定通り見直された。

規制分類	見直し不要	見直し完了	見直し要		計
			2025（令和7）年3月完了予定	2025（令和7）年4月以降完了予定	
目視	1,548	1,958	13	29	3,548
実地監査	20	139	2	0	161
定期検査・点検	322	1,138	22	13	1,495
常駐専任	351	1,014	6	0	1,371
対面講習	30	583	2	12	627
書面掲示	254	748	20	97	1,119
往訪閲覧・縦覧	457	1,185	91	15	1,748
FD等	1,061	1,034	0	0	2,095
その他経済界要望	0	36	7	0	43
合計	4,043	7,835	163	166	12,207

見直しが必要な規制：8,164件

2024年9月10日時点で見直し完了：7,835件

今後見直しを行う規制：329件

(参考) アナログ規制見直しの取組状況 (法令)

規制分類	見直し不要	見直し完了	見直し要		計
			2025（令和7）年 3月完了予定	2025（令和7）年 4月以降完了予定	
目視	1,310	1,598	8	11	2,927
実地監査	10	62	2	0	74
定期検査・点検	209	796	16	13	1,034
常駐専任	219	837	6	0	1,062
対面講習	17	189	2	10	218
書面掲示	100	559	20	93	772
往訪閲覧・縦覧	339	1,031	61	15	1,446
FD等	1,061	1,034	0	0	2,095
その他経済界要望	0	36	7	0	43
合計	3,265	6,142	122	142	9,671

※「運転免許試験免除のための講習」については、見直し完了時期が【優良】2024（令和6）年度10月～3月、【その他】2024年（令和6）度4月～6月]となっており、それぞれで計上したため、条項数（217）とFU数（218）が一致しない。

また、「中小企業倒産防止共済・小規模企業共済の申請における押印廃止・オンライン化」については、見直し完了時期が【押印廃止・保全業務等のオンライン化】2023（令和5）年度4月～9月、【完全オンライン化】2025（令和7）年度4月～9月]となっており、それぞれで計上したため、条項数（42）とFU数（43）が一致しない。

その結果、デジタル庁が公表する「政策データダッシュボード」上で示された「調査した規制」よりも2条項多い9671件のフォローアップが行われている。

見直しが必要な規制：6,406件

2024年9月10日時点で見直し完了：6,142件

今後見直しを行う規制：264件

(参考) アナログ規制見直しの取組状況 (告示通達)

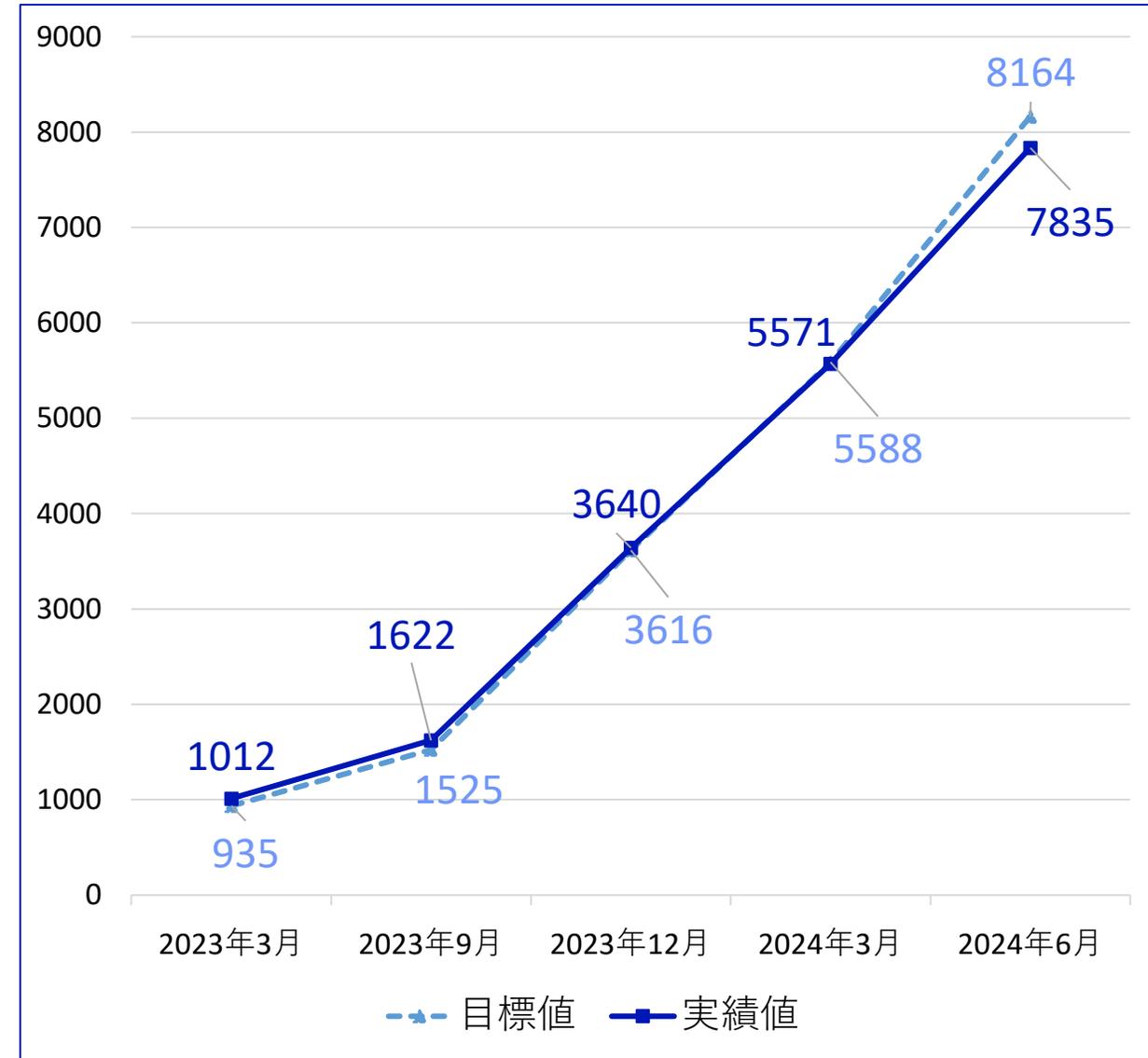
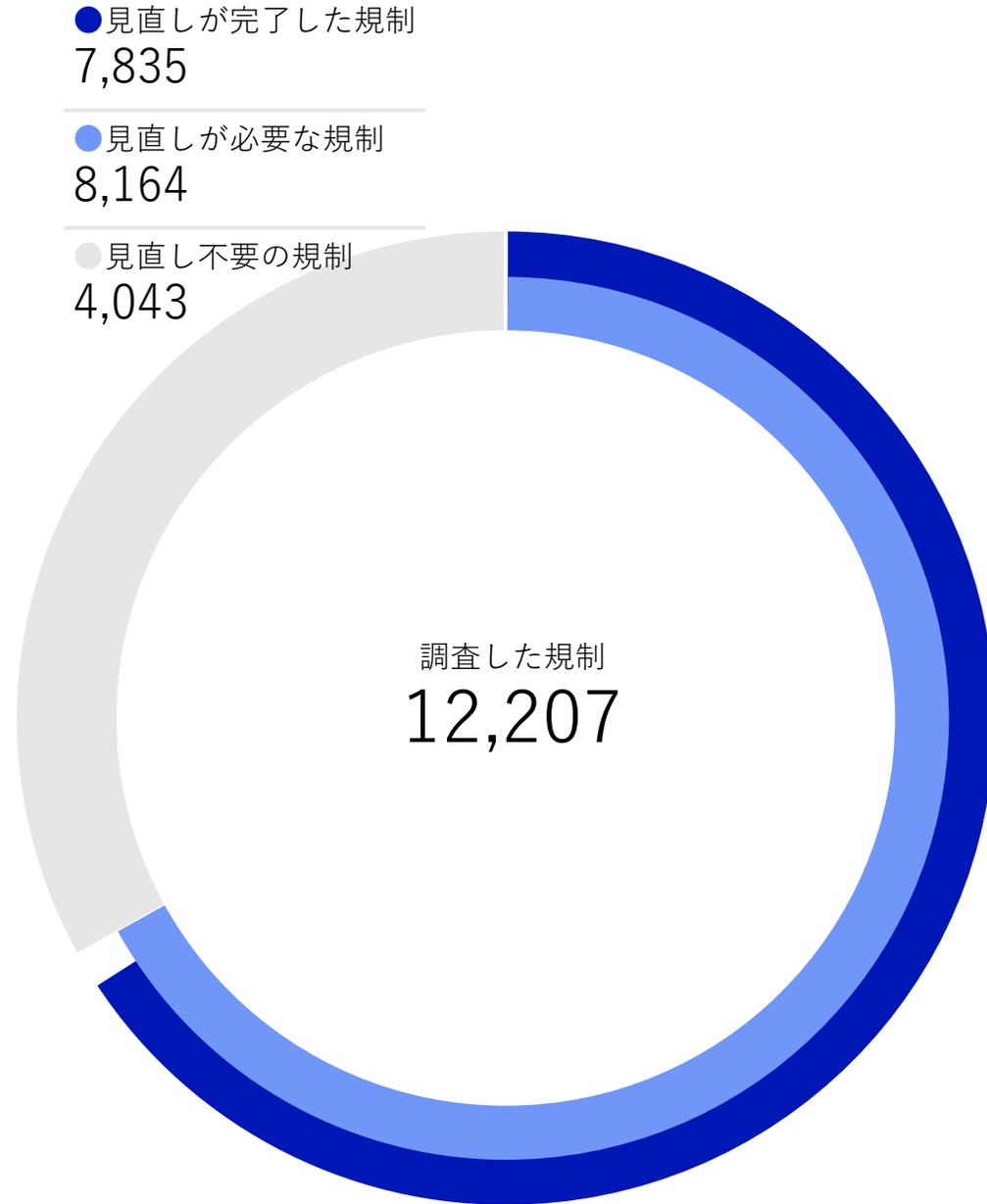
規制分類	見直し不要	見直し完了	見直し要		計
			2025 (令和7) 年 3月完了予定	2025 (令和7) 年 4月以降完了予定	
目視	238	360	5	18	621
実地監査	10	77	0	0	87
定期検査・点検	113	342	6	0	461
常駐専任	132	177	0	0	309
対面講習	13	394	0	2	409
書面掲示	154	189	0	4	347
往訪閲覧・縦覧	118	154	30	0	302
合計	778	1,693	41	24	2,536

見直しが必要な規制：1,758件

2024年9月10日時点で見直し完了：1,693件

今後見直しを行う規制：65件

アナログ規制見直しの取組状況（政策データダッシュボードイメージ）



アナログ規制の見直しの具体例（目視、実地監査規制）

罹災証明書の交付に係る被害認定調査（災害対策基本法）

2024（令和6）年5月、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を改定し、**被災地区全体をドローンで撮影・3次元化して浸水深を自動的に算出することにより、被害の程度を地域一括で判定すること等が可能である旨を明示した。**また、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改定し、**衛星写真をAIで解析することにより、浸水エリアや戸数を概算し、被害認定業務に係る調査計画の策定に有用である旨を明示した。**

災害の発生が予想される場合における危険箇所の警戒巡視（災害対策基本法）

2023（令和5）年12月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた通知・通達に規定する行為におけるデジタル技術の活用について（周知）」（事務連絡）を発出し、**危険箇所の警戒巡視においてデジタル技術の活用も可能であることを明確化した。**

自動車の点検整備（道路運送車両法）

2023（令和5）年3月、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）を改正し、整備工場で自動車を点検する際に、目視によらず**デジタル技術を活用することが可能**である旨を明確化した。

監事の監査（独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令）

2024（令和6）年3月、「独立行政法人水資源機構における監査においてデジタル技術を活用した実施を許容することの明確化について（通知）」の発出により、**実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。**

雑踏事故の発生に備えた実地調査（警備実施要則）

2023（令和5）年12月、「適切な雑踏警備の実施について」（通達）を発出し、雑踏事故の発生が予想されるときに講ずる措置として、**デジタル技術を活用して情報収集を遠隔化することを許容する旨を明示した。**

特定飼養等施設の状況等の確認のための巡視等

2024（令和6）年3月、**特定外来生物の持出し防止等のための巡視等の監視体制において、情報の収集やその評価等についてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年3月22日付5環バ第452号、環自野発第2403229号）の発出及びメールによる周知により明確化した。**

アナログ規制の見直しの具体例（定期検査・点検規制）

消防用設備等の定期点検（消防法）

2023（令和5）年9月、予防行政のあり方に関する検討会を開催し、消防用設備等の定期点検について、**デジタル技術等により技術代替を可能とする旨**をとりまとめた。また、通知の発出によりその旨を明確化した。

ガス工作物の定期自主検査（ガス事業法）

2023（令和5）年12月、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号）が施行され、保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること等として認定を受けた事業者は、**定期検査の周期延長等のインセンティブが得られる制度**を措置した。

展覧会の開催施設の設備の定期的な点検整備 （展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則）

2023（令和5）年11月、展示室内の温湿度管理・防犯設備について、データロガーや監視カメラ等により長期的なデータの自動収集や分析を行う等、**デジタル技術の積極的な活用**により適正な環境の実現を目指す旨を制度利用の案内及びホームページにて明確化した。

水道の原水の定期水質検査（水道法）

2024（令和6）年3月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水質検査における対応について」（事務連絡）を発出し、原水に係る水質検査について、**連続測定機器による検査等告示で定められていない方法であっても、当該機器が適切に保守管理等されている場合は、告示で定められた方法と同様の措置とみなせるものとした。**

高度化施設用地の利用状況の定期調査（農地法）

2023（令和5）年8月、「「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について」を改正し、**高度化施設用地の利用状況の定期調査を廃止**した。見直し後Phaseについては、Phase 2を予定していたが、Phase 3（定期検査の撤廃）を実現。

アナログ規制の見直しの具体例（常駐・専任規制）

地域活動支援センターにおける職員の専任

（地域活動支援センター機能強化事業実施要領）

2023（令和5）年3月、実施要綱を見直し、地域生活支援事業を実施する場合の基礎的事業における配置職員の専任規定について、**デジタル技術等を活用して業務効率化を行う等により業務に支障のない場合は兼務が可能であることを明確**にした。

介護サービス事業所等における管理者等の常駐

（指定居宅サービス等基準）

2023（令和5）年9月、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障が生じない範囲内において**テレワークを行うことが可能である旨を事務連絡により周知**。

福祉型障害児入所施設における職業指導員の常駐

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

2024（令和6）年3月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和6年3月29日付こ支障第90号、障障0329第4号）を発出し、**業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化**した。

特別養護老人ホームにおける感染対策担当者の専任

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

2024（令和6）年3月、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について」（令和6年3月29日付老発0329第14号）を発出し、**感染対策担当者の専任規定について、同一事業所内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務は、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない**と示した。

アナログ規制の見直しの具体例（対面講習規制）

貸金業務取扱主任者登録講習（貸金業法）

2023（令和5）年9月、「デジタル原則を踏まえたデジタル・規制・行政の一体改革に係る周知について」（事務連絡）の発出により、**講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、デジタル技術を活用する方法で実施できる旨周知し、デジタル完結による手段を促した。**

調理技術指導員講習（調理技術指導員講習実施要領）

2023（令和5）年12月、「調理技術指導員講習の実施について」（事務連絡）発出により、出席状況を確認できるなど講習の効果に配慮した上で、**講習科目の内容に応じてデジタル技術の活用を妨げるものではない旨周知した。**

建築士定期講習（建築士法）

2024（令和6）年1月、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第5号）の施行等により、**受講者が希望すれば、当該講習の一連のプロセスについてオンラインで行うことが可能となった。**

児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等

2024（令和6）年3月、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者に研修等の実施について」の改正について」（令和6年3月28日付こ支虐第138号）の発出により、**研修申込から修了者の記録までの一連のプロセスについて、可能な限りデジタル原則に適合する手段によることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。**

アナログ規制の見直しの具体例（書面掲示規制）

住宅宿泊仲介業務約款及び料金の公示（住宅宿泊事業法）

2023（令和5）年9月29日付で事務連絡を発出し、公示すべき住宅宿泊仲介業務約款及び料金について、住宅宿泊仲介業者がウェブサイトを作成している場合は、当該ウェブサイト上での公示を推奨した。

運賃及び料金並びに運送約款の掲示（海上運送法施行規則）

2024（令和6）年3月、「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和6年国土交通省令第6号）の施行により、運賃及び料金等並びに運送約款の掲示を従来の掲示手法に加えてウェブサイトにも掲載するよう義務付けた。

小売業者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための情報提供（小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令）

2023（令和5）年11月、「排出抑制促進措置に係る定期報告ガイドライン」にて、省令第3条の「その他の措置を講ずること」には、インターネット等のデジタル技術を活用しての情報を提供すること等が含まれることを明記した。

老人憩の家の利用手続等の掲示（老人憩の家の設置運営について）

2024（令和6）年3月、「老人憩の家の設置運営について」の一部改正について」（令和6年3月29日付老発0329第4号）を発出し、「書面掲示」に加えてインターネット上での情報の閲覧が完結するよう、利用手続等をウェブサイトに掲載しなければならない旨示した。

児童家庭支援センターの所在掲示

（児童家庭支援センター設置運営要綱）

2023（令和5）年5月、「児童家庭支援センターの設置運営等について」の一部改正について」（通知）の発出により、児童家庭支援センターの所在の掲示についてホームページ等への掲載により行うこととした。

アナログ規制の見直しの具体例（往訪閲覧・縦覧規制）

意見聴取の調書の閲覧（電気通信事業法施行規則）

2023（令和5）年12月、「有線電気通信法施行規則等の一部を改正する省令」（令和5年総務省令第100号。2023（令和5）年12月27日施行。）により、調書の閲覧の一連のプロセスを**デジタル原則に適合する手段によることが原則であることを明確化**した。

公共下水道供用開始時の図面の事務所での縦覧（下水道法）

2024（令和6）年3月「下水道供用開始時の図面等の縦覧等におけるデジタル原則を踏まえた対応について（事務連絡）」の発出により、公共下水道供用開始時の図面等の縦覧は、**インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示**した。

適格消費者団体の財務諸表等の閲覧（適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン）

2023（令和5）年5月、ガイドラインを改訂し、財務諸表等の閲覧について、**電磁的方法により、請求を受け、提供することを基本とする旨を明記**した。

銀行代理業者に関する原簿の閲覧（主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）

2024（令和6）年3月、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、**往訪を前提とした規定を削除するとともに、インターネットを利用して表示するよう促した**。

有料老人ホームの協会会員名簿の閲覧（老人福祉法）

2023（令和5）年9月、関係団体に向けて会員名簿を縦覧に供する場合には、Webページ上で確認できる方法など、**電磁的方法によることを基本とされたい旨の事務連絡を発出**。

高解像度の地図・空中写真の閲覧（測量法）

2024（令和6）年6月、国土地理院本院及び各地方測量部等の窓口にて閲覧可能であった高解像度の地図・空中写真の閲覧について、**インターネットによる閲覧を実現した**。

アナログ規制の見直しの具体例（FD等記録媒体規制）

土壤の汚染状況についての報告書等の提出

（土壤汚染対策法施行規則）

デジタル手続法の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律）により、記録媒体による行政機関への申請等について**オンラインによる申請等が可能となった。**

療養の給付等に係る診療報酬請求

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令）

医療機関による療養の給付等に係る診療報酬請求の方法のひとつとして規定されていた「**フレキシブルディスク**」（＝フロッピーディスク）の提出について、**法令の文言から削除した。**

デジタル法制審査について

デジタル法制審査の概要・これまでの取組

デジタル法制審査（「デジタル法制局」のプロセス）は新規法令のデジタル原則への適合性を確認するもの。

（これまでの経緯）

2022（令和4）年8月	7項目のアナログ規制及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制に関係し得る条項の審査を開始。
2023（令和5）年8月	情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定についての審査も新たに実施。
2023（令和5）年12月	各府省庁の業務負荷軽減のため、デジタル庁で作成したアナログ規制点検ツールα版を配布

デジタル法制審査でチェックしている項目

法制度

（1）7項目の代表的なアナログ規制、FD（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規定の確認

- 7項目に該当するアナログ規制を課している条項（=PHASE1）が存在しないこと。
- 下位法令や通知・通達等を含めてPHASEの当てはめを行う場合は、その工程も明確化。
 - ・ 活用可能な技術の水準等に応じてPHASE2又は3のいずれの段階にあるかを確認。
 - ・ テクノロジーマップ及び技術カタログを活用してデジタル化を実施。
 - ・ オンラインでの手続や他の記録媒体、クラウド等の利用ができることを確認。

業務設計、
システム整備等
の運用

（2）情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定に係る確認

- デジタル原則に適合した運用を見据え、法令等の立案段階から、業務設計、情報システムの整備等に係る検討が行われるよう、各府省のシステム開発等のプロジェクトについて予算要求段階、執行段階といった各フェーズに応じたレビューを実施。

2024(令和6)年通常国会提出法案に係るデジタル法制審査の実施結果等

全62法案中、30法案が以下に該当（重複が4法案）

■ アナログ規制関係：アナログ規制に係りうる条項が27法案79条項に存在。

- 79条項のうち、76条項については、法律の施行時期等に合わせてデジタル手段の活用を基本とする旨の通知等を発出する等して、Phase 2又はPhase 3を実現。
- 残り3条項（立入検査関係）については、検査対象者の検査忌避・証拠隠滅のおそれがあるため、現物を直接確認を実施する必要があり、デジタル技術を活用することが困難なもの（デジタル法制審査の指針でも認めている類型）。

（79条項のアナログ規制の内訳）

（単位：条項）

7項目のアナログ規制							FD等記録媒体規制	計
目視	定期検査	実地監査	常駐専任	対面講習	書面掲示	往訪閲覧		
46	4	1	8	0	3	17	0	79

■ 情報システム関係：7法案35条項が情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定に該当。

- 35条項のうち、6条項についてプロジェクト計画書が未提出であったが、精査したところ、共通機能を利用するためシステム開発が不要であること等を確認。引き続き、開発を要するシステムについて費用対効果等を精査。

次期臨時国会におけるデジタル法制審査について

以下を主な改善点とし、次期臨時国会提出予定法案のデジタル法制審査を開始。

- ◆ 国・地方に対して、**アナログ規制点検ツールβ版**を配布し、点検作業を効率化。
- ◆ 以下の**参考となる事例を各府省に展開**し、法律の施行段階におけるデジタル化を促進。
 - ①「テクノロジーマップ・技術カタログ」（2024年6月28日改定）
 - ②「国の法令等におけるアナログ規制の見直し事例集」等

アナログ規制点検ツールβ版の改善点

利用者
拡大

ツールの実行は
Webブラウザで完結

点検作業
効率化

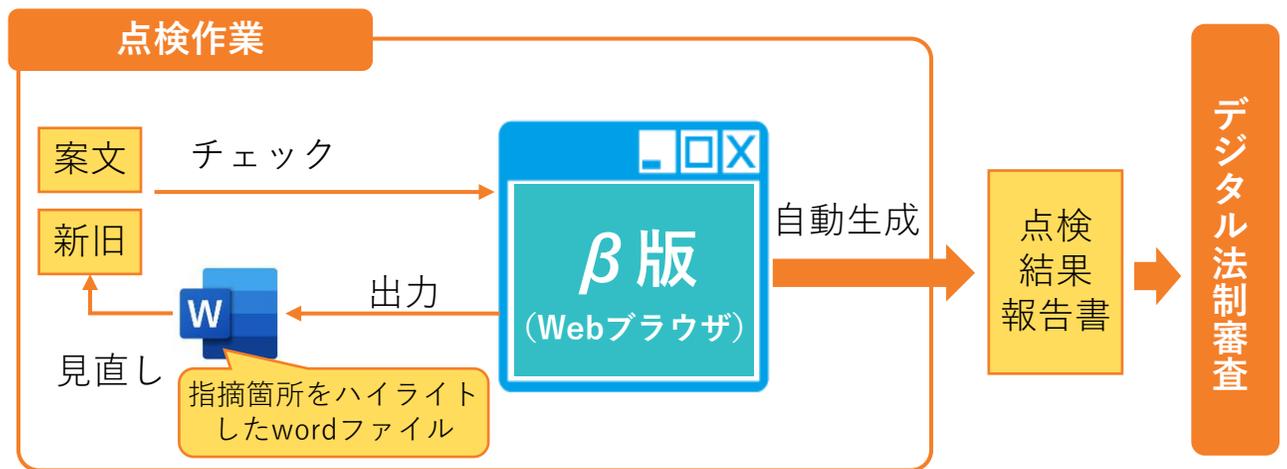
ツールによる点検結果を
wordファイルとして出力可能

提出作業
効率化

提出用の「点検結果報告書」
をツールから自動生成



業務



α版

課題

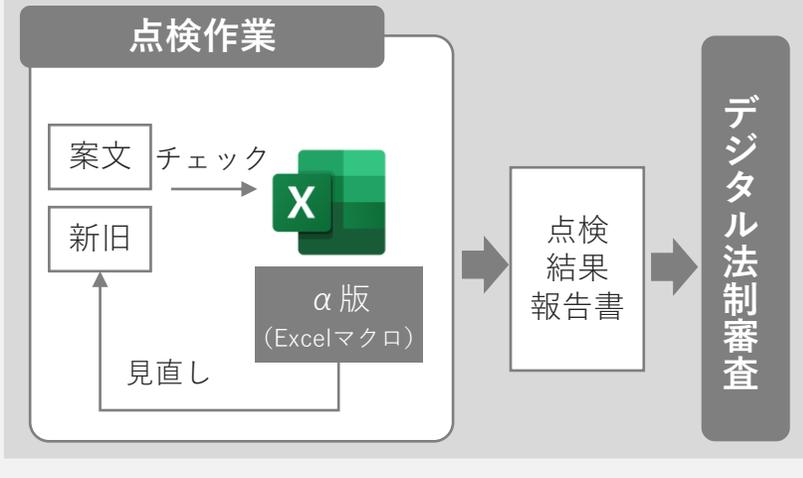
ツールがExcelマクロのため、PC環境によっては利用できないケースが存在
(例：マクロの実行制限がある、Excelのバージョンが古い等)

課題

ツールのチェック後、案文・新旧ファイル内を開いて指摘箇所を手作業で検索する必要がある (手間がかかる)

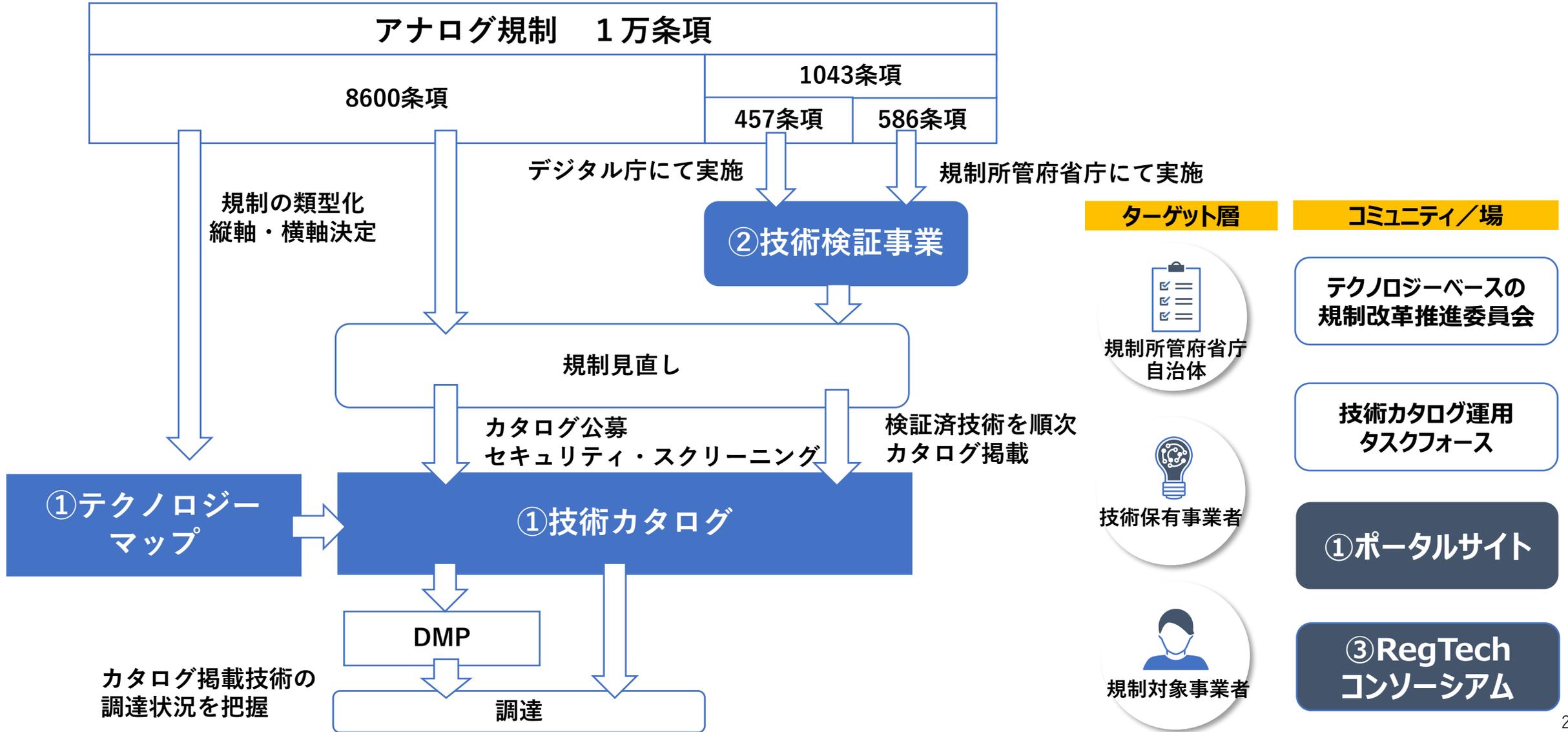
課題

点検作業の結果から「点検結果報告書」を手作業で作成する必要がある



「テクノロジーベースの規制改革」のこれまでの成果及び課題・今後の取組

テクノロジーマップ関連業務の全体像



これまでの成果のとりまとめ

① テクノロジーマップ

- ・「デジタル規制改革推進の一括法」に基づき、デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、①デジタル社会形成基本法、②デジタル行政推進法、③アナログ規制を定める個別法の改正を実施（2023年6月）。
- ・デジタル行政推進法の改正として、テクノロジーマップの公表と情報を活用する努力義務を規定。規定に伴い、規制所管府省庁による自律的な規制見直しを後押しするために、テクノロジーマップ及び付随する技術情報である技術カタログ、それらを公表する、ポータルサイトの整備を実施。
- ・テクノロジーマップの初版を策定・公表（2023年10月）、令和5年度デジタル庁技術検証事業の結果を踏まえ更新（2024年3月）。
- ・2024年度は、令和5年度所管府省庁技術検証結果を踏まえ更新予定。

テクノロジーマップ（概略版）

趣旨	判断・ 対応内容	管理対象 (例)	Input			Process			Output		
			データ取得機能	セキュリティ・ トラスト機能	データ伝達 機能	判断機能			対応機能		
						認識機能	解析・予測機能	自律機能			
情報に基づき、安全性等を判断・維持する	自然・環境 の適格性	屋外環境、 都市ネットワーク 土地利用	 カメラ、各種センサ類等	 無人航空機・ドローン	 Bluetooth・無線LAN	 OCR	 物体認識・物体検出AI	 文章解析AI	 経年劣化・故障予測AI	 自動制御・モニタリング	 リアルタイムモニタリング ・緊急通報
	人工物・製品・食品・ 家畜等の適格性	土木構造物、 建築物、 モビリティ 生活用品、 食品、家畜等	 カメラ、各種センサ類等	 無人航空機・ドローン	 Bluetooth・無線LAN	 OCR	 物体認識・物体検出AI	 文章解析AI	 経年劣化・故障予測AI	 自動制御・モニタリング	 リアルタイムモニタリング ・緊急通報
	人の 適格性	人の行為・行動、身体の状態等 本人・身分の証明 能力	 カメラ、 各種センサ類	 無人航空機・ドローン	 Bluetooth・無線LAN	 OCR	 物体認識・物体検出AI	 文章解析AI	 経年劣化・故障予測AI	 自動制御・モニタリング	 リアルタイムモニタリング ・緊急通報
	組織・ 事業者の 適格性	名称、登録等 能力 管理方針 管理・業務状況・記録	 カメラ、 各種センサ類	 無人航空機・ドローン	 Bluetooth・無線LAN	 OCR	 物体認識・物体検出AI	 文章解析AI	 経年劣化・故障予測AI	 自動制御・モニタリング	 リアルタイムモニタリング ・緊急通報
情報に基づき、多様な 目的を達成する	行政手続き・民間 サービス・教育に 係る情報伝達	申請・登録・届出内容 知識・技能等 通知・報告 公的記録・共有 契約、取引記録、決済等 地域計画	 カメラ、 各種センサ類	 無人航空機・ドローン	 Bluetooth・無線LAN	 OCR	 物体認識・物体検出AI	 文章解析AI	 経年劣化・故障予測AI	 自動制御・モニタリング	 リアルタイムモニタリング ・緊急通報

(1) 技術カタログ

- ・ アナログ業務をデジタル技術で代替するための製品・サービスについて広く公募を実施し、技術カタログとして取り纏め・公表。技術保有機関からの応募を継続的に受け付け、情報の拡充・更新。
(URL : <https://www.digital.go.jp/experimental/technology-map/catalog/>)
- ・ 2024年9月時点で、196件の技術を掲載。
- ・ 2024年度は、令和5年度所管府省庁技術検証結果を踏まえ製品・サービスの収載を予定。

公募の取りまとめ結果

		講習・試験	往訪閲覧	広域把握	実地調査	目視等	見張り	測定・分析	
技術カタログ掲載件数	掲載件数合計	18件	6件	43件	23件	68件	20件	18件	196件
	SU企業の掲載数	12件	0件	19件	9件	29件	2件	13件	84件

(※) SU企業：StartUp企業。 応募に占める企業規模毎の数を把握するため、中小企業者の定義（サービス業）を参考に資本金5千万以下or従業員100人以下の数を抽出
中小企業者の定義（サービス業）：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

(2) ポータルサイト

- ・ 2023年10月テクノロジーマップの初版をデジタル庁ウェブサイトに公表したところ、検索等の観点で拡張性が乏しいことから、今後の拡張を踏まえ動的にテクノロジーマップを表現するポータルサイト試行版をデジタル庁ウェブサイトに公表（2024年3月）。
(URL : <https://www.digital.go.jp/experimental/technology-map/>)
- ・ 2024年度は、テクノロジーマップ上で要素技術や付随する情報を検索可能なUI/UXを開発予定。

② 技術検証

(1) デジタル庁での取組

- ・ 現場での技術活用を見据えたアナログ規制の見直しに向け、また、テクノロジーマップ・技術カタログの更新を行うため、規制所管府省庁や地方公共団体とも連携し、技術の安全性・実効性を確認する技術検証を実施。

(URL : <https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/technology-verification>)

- 2023年度は、対象となる法令や活用が想定される技術等に応じ**14類型について横断的な32の技術検証を実施**し、その結果を取りまとめた**報告書を2024年3月に公表**。
技術検証の結果等を踏まえ、テクノロジーマップ・技術カタログを更新するとともに、規制所管府省庁においてアナログ規制の見直しに向けた検討が進められた。
- 2024年度は、検証結果のテクノロジーマップ・技術カタログへのさらなる反映や横展開、規制の対象となる機関の課題意識を踏まえた現場での実装をより意識した、2類型の業務について技術検証を実施。

2023年度の技術検証の一例



(2) 規制所管府省庁での取組

- アナログ規制見直しに向け、規制所管府省庁独自の技術検証等も実施されているところ、**2024年9月時点で、対象586条項のうち、約98%（576条項）の条項で技術検証等を踏まえ、見直しが完了**している。**残り約2%（10条項）の見直し未了**の条項のうち、国土交通省の1条項は今年中に見直しを行う予定。
- 2024年度は、**技術検証等を踏まえ技術適用「可」の条項**について、**テクノロジーマップ・技術カタログへの更新・反映予定**。

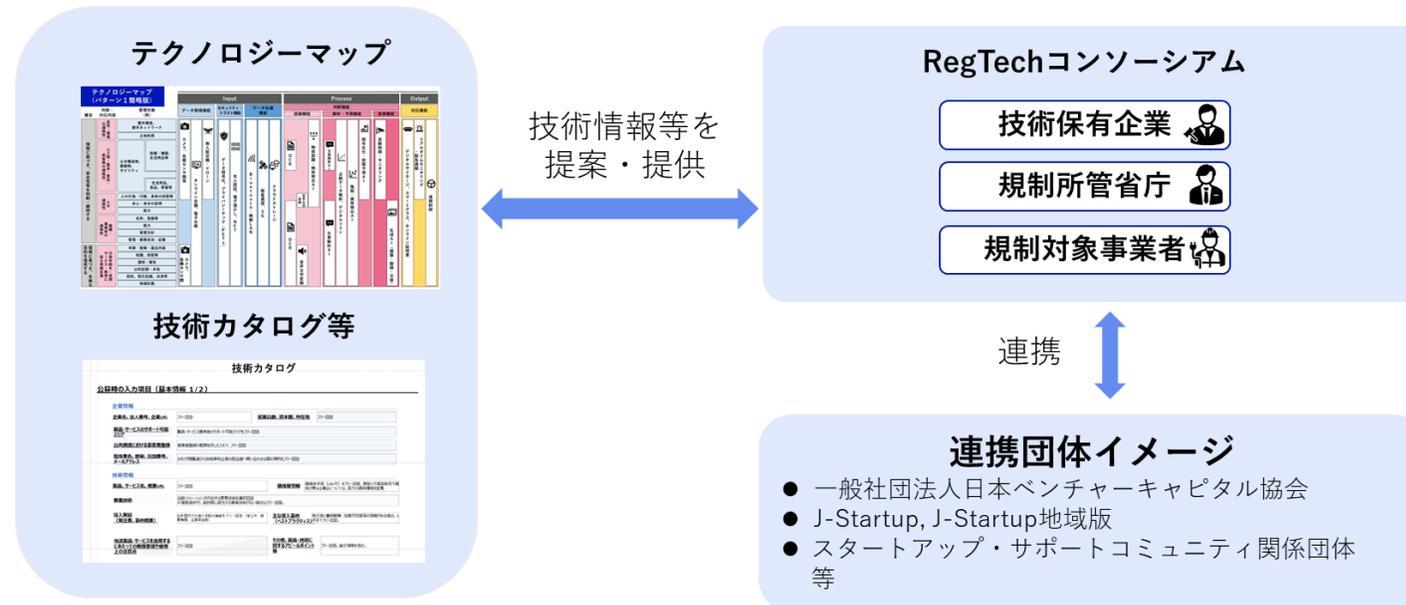
規制所管府省庁独自の技術検証等の結果

規制所管府省庁	対象条項数	1.技術検証等を完了 (技術適用「可」)	2.技術検証等を実施中	3.技術検証等を実施せず	4.技術検証等を完了 (技術適用「否」)	4.の内、見直し未了
デジタル庁	1	0	1	0	0	-
法務省	9	0	0	0	9	9
カジノ管理委員会	16	0	0	16	0	-
人事院	5	5	0	0	0	-
総務省	29	15	0	14	0	-
警察庁	22	15	2	2	3	0
農林水産省	54	7	6	41	0	-
経済産業省	43	19	8	16	0	-
国土交通省	129	52	4	70	3	1
環境省	171	60	4	28	79	0
厚生労働省	105	57	14	34	0	-
財務省	2	2	0	0	0	-
全体	586	232	39	221	94	10

③ コンソーシアム

- ・テクノロジーマップの整備等だけでは、アナログ規制見直しに基づくデジタル技術の導入に向けた取組としては情報発信が不十分であることから、**規制対象事業者、技術保有事業者等を対象として、意見交換や情報共有を目的としたRegTechコンソーシアムを開始**（2023年8月～実施）。
- ・先端テクノロジーを有する大企業や中小企業に加え、関係団体等と連携し、コンソーシアムを運営することで、テクノロジーマップや技術カタログを活用した**規制の見直しに活用可能な技術等の提案、検討等を促進**。
- ・2023年8月4日、RegTechコンソーシアムコミュニティ（Slack）の利用登録を開始、**アナログ規制の見直しを進めるダイアログ「RegTechミート」**等を実施。

（URL：<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/regtechconsortium>）



課題・今後の取組

- ・「テクノロジーベースの規制改革」としてアナログ規制を見直したものの、規制対象事業者等からは、

「現場において、実業務がどのように変えられるのか分からない。」

「アナログ規制の見直しに対応するため、どのようなデジタル技術を導入できるか分からない。」

「アナログ規制の見直しが難解であり、見直し後、実業務に関連する法令上の義務がどのように変わるのか、分かりにくい。」

といった声が聞こえてくる。



- ・アナログ規制の見直しは一定の目途がついた。今後は、一つでも多くのデジタル技術の導入（実装）を実現していく取組を行っていくことが必要。
- ・また、規制対象事業者等のアナログ規制の見直しに対する認識を把握しつつ、アナログ規制の見直し結果について、現場での理解が進むよう、情報発信等を検討することが必要。

地方公共団体における「アナログ規制」の見直しの取組

- ✓ 特に地方において人口減少が急速に進展する中、地域の人手不足を解消し、限られた人的資源の中でも、住民の暮らしに密接に関連した行政サービスをはじめとした地域の社会機能を将来にわたり維持・強化していく観点からは、**地方でこそデジタル技術を最大限に活用することが重要であり、その前提として規制や手続の見直しをはじめとする自らの「構造改革」に取り組むことが必要不可欠**（「一括法」では、地方公共団体に対しデジタル技術の効果的活用のために必要な施策を講ずる努力義務が規定）
- ✓ 一部の地方公共団体においては、先行的にアナログ規制の見直しが進み、利便性の向上、職員・事業者の負担軽減や、技術の活用を通じた新たな産業の創出といった効果が期待されているところ、**デジタル庁としては、地方公共団体における自主的な見直しの取組を促進していく観点から、マニュアルの整備や情報提供等の支援策を積極的に実施**

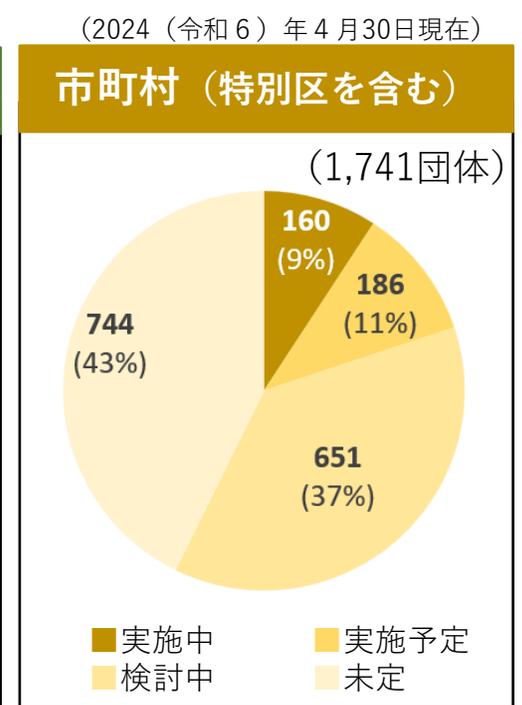
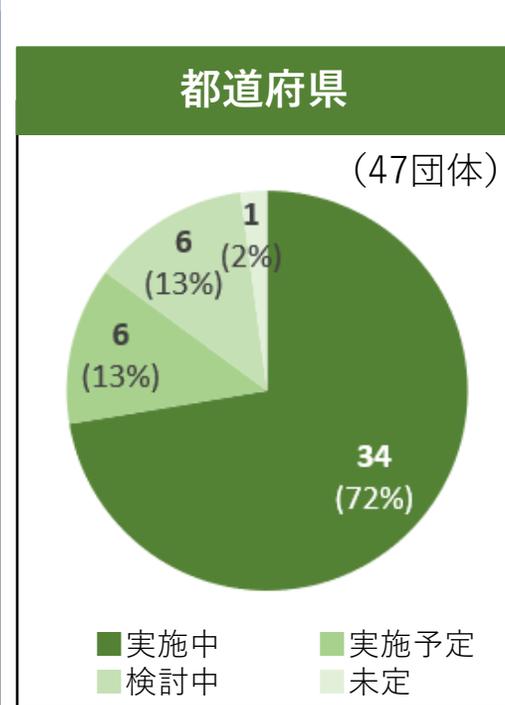
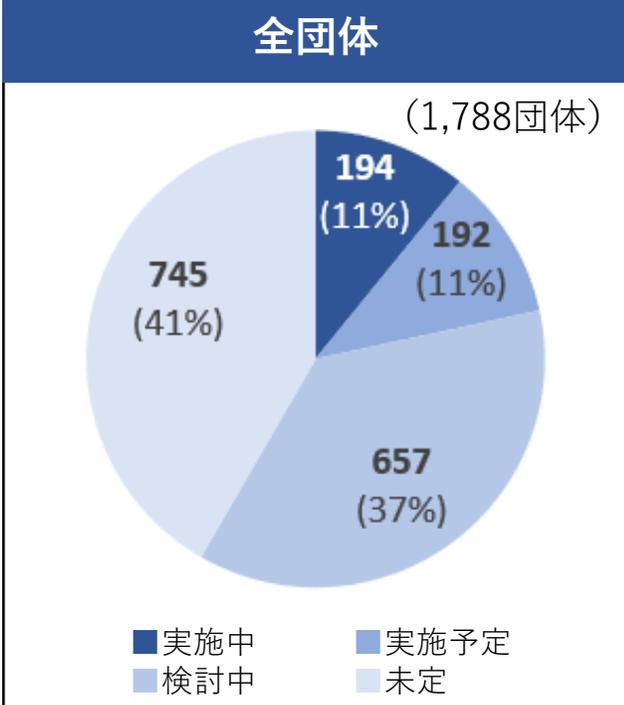
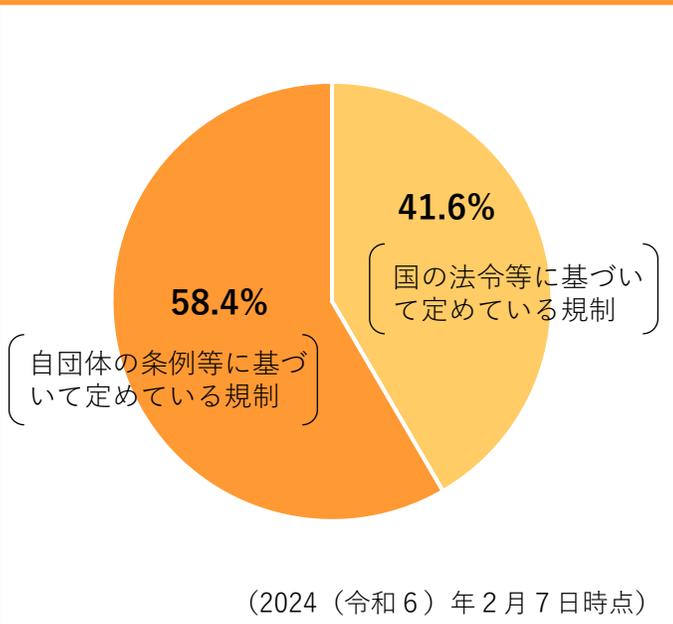
地方公共団体における規制の区分

- 地方公共団体における規制は、**国の法令等ではなく、各団体の条例等に基づき定められているものも多い。**

全団体（1,788団体）におけるアナログ規制の点検・見直しの取組状況

- アナログ規制の点検・見直し作業を「**実施中**」の団体は、**全団体の11%**。
- 「**実施中**」「**実施予定**」「**検討中**」の団体は**全団体の約6割**であり、地方公共団体の区分ごとの回答結果は以下のとおり。

2023（令和5）年度 デジタル庁調査における13モデル団体の条例等2,871条項の点検結果



地方公共団体によるアナログ規制見直しの先行事例

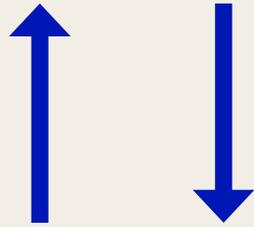
商工会等向け補助金に係るヒアリング等業務のデジタル化（大分県）

国



大分県

補助金の申請



事業計画等の確認
事業実施状況の確認
補助金の交付

商工会等

相談・指導等の実施

小規模事業者

対象業務：県が、商工会等が提出した事業計画等の内容を確認（交付申請時）

見直し方法：要領の改正

見直し内容：

【見直し前】面談による聞き取り

【見直し後】オンラインによる聞き取りも可能

効果：

県内27の商工会等に対して行う補助金申請時のヒアリングをすべてオンラインで実施することで、商工会等が県庁に往訪する移動時間を削減



対象業務：商工会等が、小規模事業者に対して相談・指導等を実施

見直し方法：運用の手引きの改正

見直し内容：

【見直し前】巡回による相談・指導等を基本

【見直し後】巡回による方法に加え、デジタル技術を活用したオンライン等での実施も可能

デジタル庁による地方公共団体に対する既存の主な支援メニュー

「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」の公表

- 地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しに係る自主的な取組に資するよう、国の法令等の点検・見直しの考え方や手法、先行団体における取組・規制の洗い出し事例を紹介するとともに、地方公共団体が規制の点検・見直しに取り組むに当たって、適当と考えられる推進体制や作業手順の案を示した地方公共団体向けのマニュアルを作成・公表（2022（令和4）年11月）。
- 2023（令和5）年度には、モデル自治体等と連携して実施したモデル調査（※）結果も踏まえて第2.0版を改訂・公表（2023（令和5）年12月）。
- 2024（令和6）年度は、協力自治体と協力するほか、全国の自治体における改正事例も参考としながら、モデル条例等案の作成に向けた調査分析事業を実施中。同調査分析事業の結果も踏まえてマニュアルを改訂・公表予定。

※ デジタル庁の公募に応じた団体等15のモデル自治体等と連携し、実際に条例等の点検・見直しを行う調査を実施したもの

国の法令等における見直し事例などに関する情報提供の実施

- 地方公共団体における取組を促進するため、下記の情報提供を実施。
 - ・ 国の法令等におけるアナログ規制の見直し事例集の公表
 - ・ アナログ規制の点検・見直しに関するFAQの公表
 - ・ アナログ規制点検ツールの提供
 - ・ その他、地方公共団体の取組に資する情報
 - ・ デジタル庁HPに地方公共団体向けの情報集約ページを作成し、上記情報を集約・掲載
- 上記内容をデジタル改革共創プラットフォーム（「#デジ_pj_アナログ規制の見直し」チャンネル）でも周知・共有。

デジタル実装に向けた後押し

- 地方公共団体が見直しに際して活用可能な技術に関する情報提供を行うため、規制と活用可能な要素技術の対応関係を整理・可視化した「テクノロジーマップ」や、テクノロジーマップ上の要素技術に対応した具体的な製品・サービス情報を把握可能な「技術カタログ」を整備し、更新。
- 地方公共団体におけるアナログ規制の見直し後のデジタル実装（デジタル技術の導入）を支援するため、デジタル田園都市国家構想交付金による後押しも実施。

地方公共団体によるアナログ規制見直しの先行事例

○駐輪場の臨時休場に関する情報の掲示【福岡市】 (地方公共団体独自の条例に基づく規制(書面掲示規制)の見直し例)

<見直し前>

福岡市が管理する駐輪場を臨時休場する場合、「福岡市庁舎自転車駐車場条例」により、**駐輪場の見やすい箇所に書面でその旨を掲示**することが求められていた。

<見直し後>

「福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」(以下「オンライン化条例(デジタル手続条例)」)を改正(※)し、従来の書面の掲示による方法に加え、**インターネットでの掲示を行うことも可能**とした。

※「福岡市庁舎自転車駐車場条例」の規定は維持したまま、「オンライン化条例(デジタル手続条例)」を改正して「自動公衆送信等による掲示」に係る規定を新設することで、他の「掲示」について定めた条例とともに一括的に見直したもの。

○福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

下記規定を新設

(自動公衆送信等による掲示)

第7条 掲示については、当該掲示に関する他の条例等の規定にかかわらず、書面等を当該条例等の規定に規定する場所において掲示するとともに、規則等で定めるところにより、当該書面等に記載された情報を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(中略)により公衆の閲覧に供するものとする。

<見直しによる効果>

○住民は、従来は休場情報を得るためには駐輪場の掲示を見る必要があったが、見直しによって、**インターネットを通じ、時間と場所を問わずに当該情報を得ることが可能となり、利便性が向上**

○訪問による障害福祉サービス利用者の心身の状況等の把握【郡山市】 (国の法令等に基づく規制(目視規制)の見直し例)

<見直し前>

指定障害福祉サービス事業者による利用者の心身の状況等の把握について、「郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」により、**利用者の居宅を訪問して行うことが求められていた。**

<見直し後>

条例を改正し、現地(利用者の居宅)への訪問によらず、テレビ電話装置等の**デジタル技術を活用した方法によることも可能**とした。

○郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

改正後	改正前
第194条の18 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を 訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して 、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、(中略)必要な援助を行わなければならない。	第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を 訪問することにより 、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、(中略)必要な援助を行わなければならない。

<見直しによる効果>

○事業者は、利用者の心身の状況等を把握する場合、従来は現地(利用者の居宅)を訪問する必要があったが、見直しによって、**デジタル技術を活用した遠隔からの状況把握も可能となったことで、より迅速かつ適期な利用者等との面談等が可能となり、サービス及び事業者の働きやすさが向上**

今後の取組

1. 国のアナログ規制の見直し・新設防止

(1) 今回見直し未了となった条項に対するフォローアップ

今回見直しに至らなかった条項についても新たに設定した見直し期限までに規制の見直しが着実に実施されるよう、デジタル庁においてフォローアップを行う。

(2) デジタル法制審査の継続的な実施

「デジタル原則」に適合しない法令が新たに生まれないようにし、制度・業務・システムを一体として捉えたデジタル化を推進するため、2022（令和4）年の臨時国会より実施している「デジタル法制審査」を引き続き実施。

2. 地方公共団体のアナログ規制の見直し支援の取組強化

- 人口減少の中、デジタル技術の活用により地域機能を維持・強化していくためには、地方公共団体でこそアナログ規制の見直しの取組が必要不可欠。
- これまでも地方公共団体向けマニュアルの整備、情報発信などの支援策を積極的に実施。今後は、意欲的に取り組む団体に対し、個別の事情にさらに寄り添った協力・支援を検討。

3. テクノロジーマップ等の整備・更新

- 2023（令和5）年10月に公表した、テクノロジーマップ等についても、継続的に更新。

4. デジタル行財政改革会議事務局と連携して、制度・業務・システムの三位一体の見直し

(参考資料)

デジタル臨時行政調査会の目的

- 「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現。
- 全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に通底する「デジタル原則」を共通の指針として策定。
- デジタル原則の下、法律、行政組織、デジタル基盤等の経済社会制度を構成する重要な要素を早急に作り直す（＝「新しい資本主義」を実現するための構造改革）。



実現すべき改革の方向性

国民と政府）/国と自治体）

⇒政府は国民に寄り添うという視点で直接結びつき、国民は政府に直接働きかけができる制度・ITシステムの構造（デジタルの発展で可能に。実現しつつある国も）

⇒国・自治体一体のシステム構築

社会）

⇒健康・医療、教育、防災、こどもの保護、決済インフラなどの主要（準公共）分野をデジタルで転換

⇒サプライサイドベース・画一的なサービスから、デマンドベース・個別サービスへ

⇒企業や地域を越えた共通的なデータ活用基盤を整備

産業）

⇒規制改革を行い、デジタル時代に相応しいサービスが次々生まれる環境へ

人材）

⇒官民の資金の大学等への流れを強化し、企業側が専門性に応じた高い給与を支払う流れを作り、需給構造を一新

政府）

⇒人材、資金、政策形成・評価の主要な側面で抜本改革

・人材：世界レベルの人材が政府に

・資金：世界レベルのシステム構築が可能な資金方式へ

・データに基づく政策形成・評価の実現（EBPM）

構造改革のためのデジタル原則

第7層 新たな価値の創出	改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)
--------------	--

アーキテクチャ

構造改革のためのデジタル原則

第6層 業務改革・BPR/組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

デジタル原則を踏まえた規制の横断的見直し

- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、2022年7月から2025年6月を集中改革期間とし、集中的に取り組むこととした。
- 「一括見直しプラン」において、今後の集中改革期間における以下の事項に関する政府の取組を明示。
 - アナログ規制の見直し及び規制の見直しアプローチ
 - アナログ規制の見直しに向けた取組の展開と応用（地方公共団体への波及 やテクノロジー企業の活用）
 - 法制事務のデジタル化に向けた取組
 - デジタル時代にふさわしい政府への転換
- 「一括見直しプラン」に記載された具体の取組のうち、主なものは以下のとおり。
 - **7項目のアナログ規制に係る点検・見直し**
 - 規制の種類とデジタル技術の適用度合いのフェーズに基づき横断的に見直し。一括的に見直せる法令を整理し、一括的な法令改正に取り組む。
 - **地方公共団体における取組の支援**
 - 全国の地方公共団体においても、アナログ規制の点検・見直しが実施できるよう、見直し手順や地方公共団体による先進的な取組事例などを含むマニュアルを作成・公表。
 - **テクノロジーマップの整備**
 - デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を整理したテクノロジーマップを更新し、見直しに活用可能な企業の技術や活用事例の詳細の情報を整理したカタログの試行版を速やかに提示。
- このうち、7項目のアナログ規制に係る点検・見直しについては、デジタル原則に沿って、4万以上の法令等を対象に、アナログ規制を横断的に見直し、規制・制度のデジタル原則への適合を目指すこととされた。

デジタル原則への適合性の点検・見直作業 ※旧デジ臨説明資料を元に作成

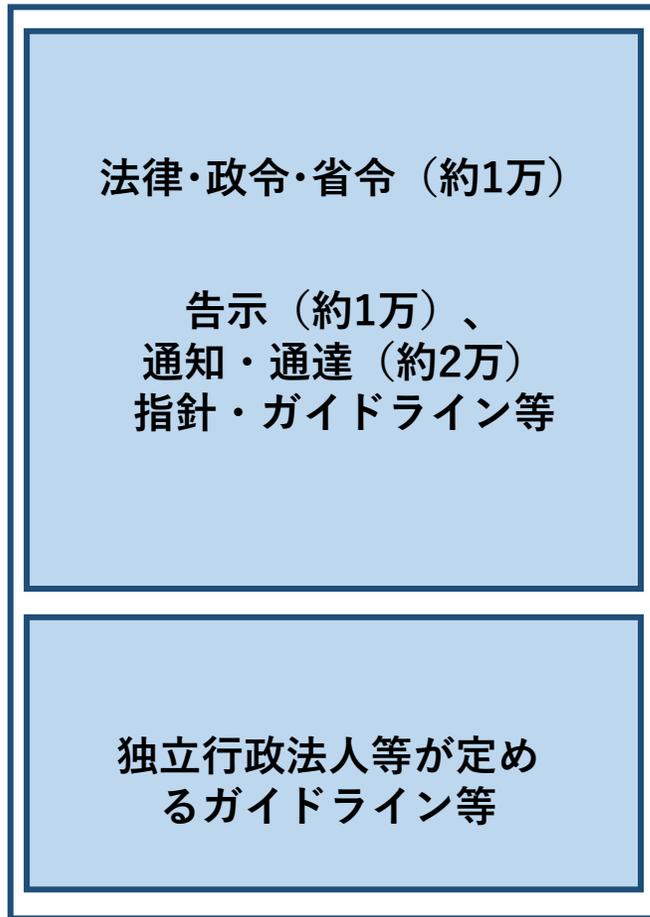
2022年12月に策定したデジタル原則（原則①デジタル完結・自動化原則、原則②アジャイルガバナンス原則、原則③官民連携原則、原則④相互運用性確保原則、原則⑤共通基盤利用原則）に沿って、規制の点検・見直しを実施

<適合性の点検・見直し対象の規律の範囲>

適合性点検作業の対象範囲

国が定める規制

独立行政法人等が定める規律



<点検・見直し作業>

法律・政令・省令

代表的な7項目^(注)の法律・政令・省令（約5000条項）について、横断的に見直しを行うための規制の類型等を整理。2月に作業部会を設置、主要な規制・制度の見直し方針の議論を本格化

告示・通知・通達等

7項目の規制の告示、通知・通達を洗い出し作業を進行中。類型と見直し方針を検討中

規律全般

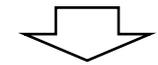
経済界からデジタル原則に沿ったデジタル化要望を調査し、類型化を見据えた先行事例の見直しに着手

全国への波及

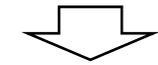
自治体の取組を後押しするため、今後、マニュアルや先行事例を提示予定

<点検・見直し後>

アナログ規制の点検・見直し
(集中改革期間 (3年間))



規制がデジタル化へ対応



デジタル化を通じて国民生活が便利に

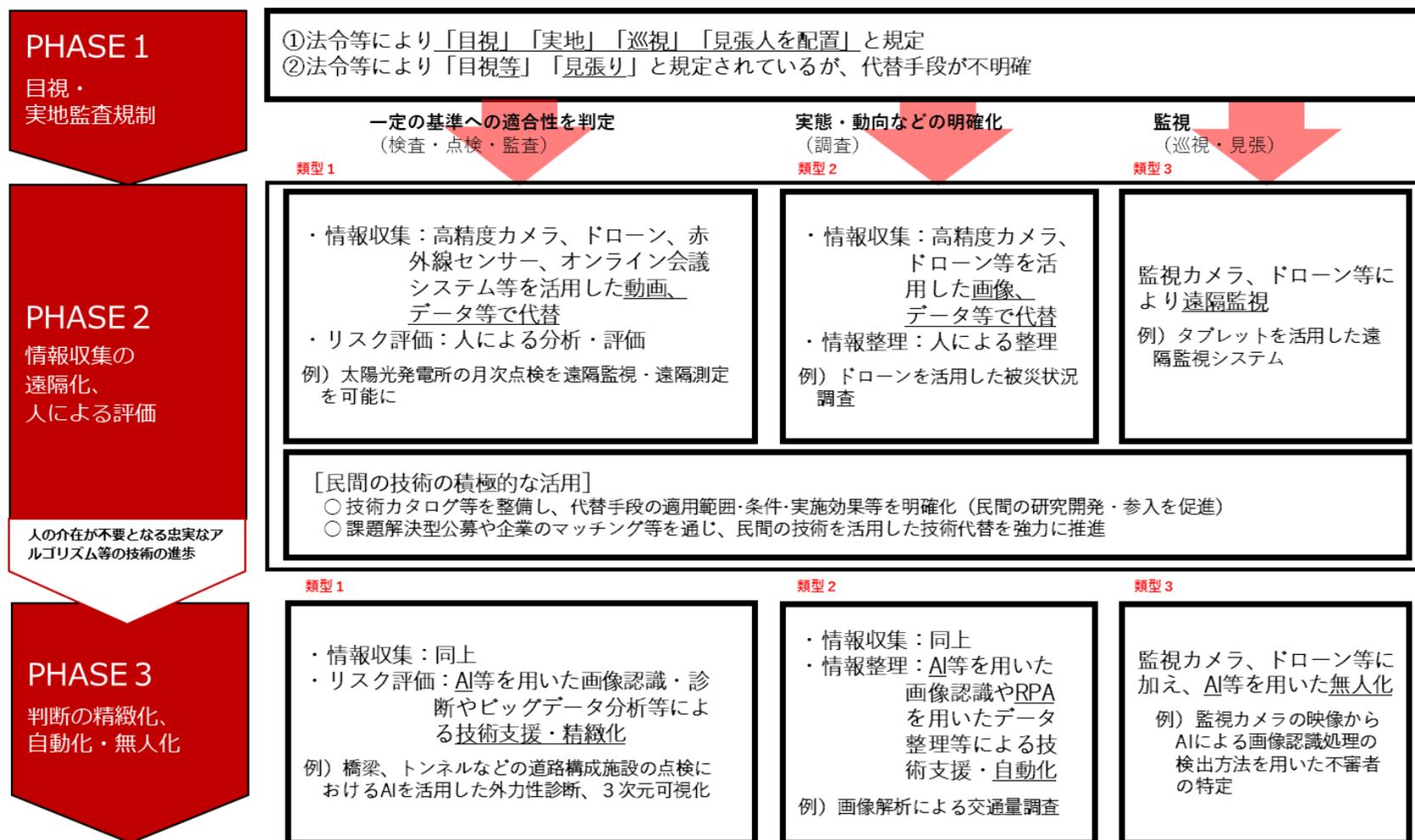
新しいデジタル産業の創出
やスタートアップなどを通じた経済成長

(注) 代表的なアナログ規制として考えている目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制

アナログ規制見直し・デジタル法制審査におけるフェーズについて

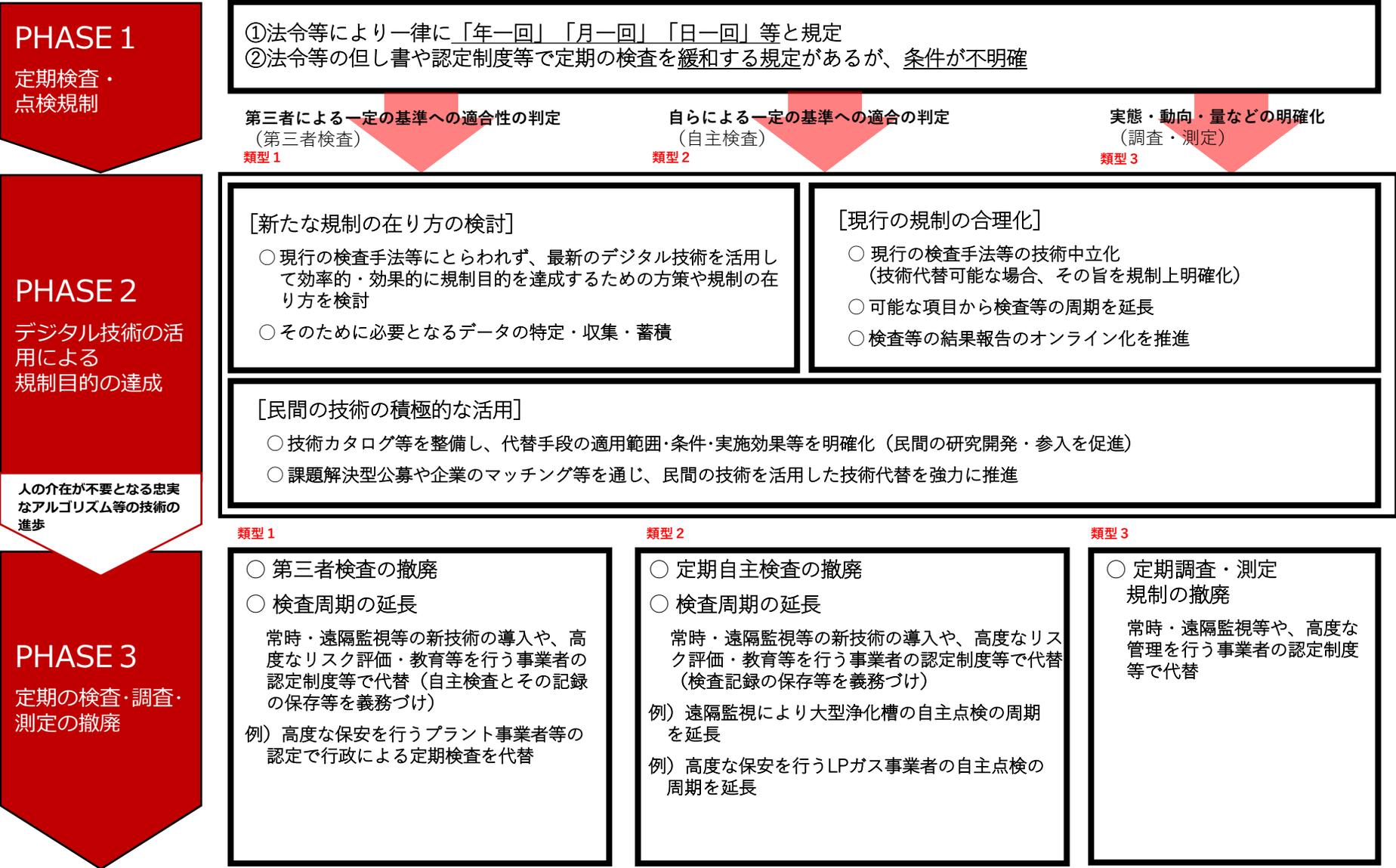
デジタル原則への適合性点検を行うにあたり、デジタル化の進捗度合いを3段階のフェーズで整理。7項目の規制の特徴を踏まえ、フェーズを設定。

<目視規制・実地監査規制のフェーズ例>

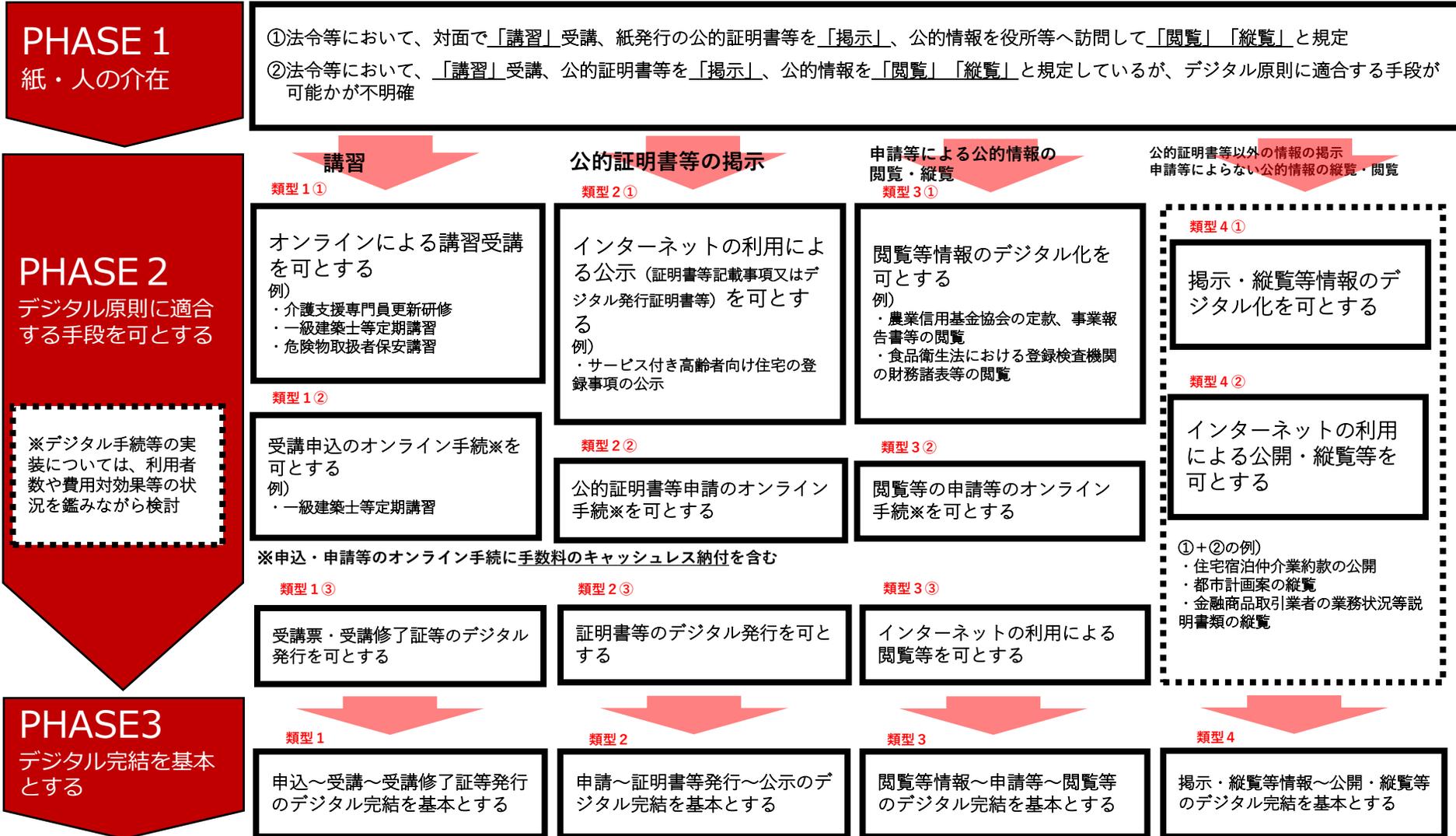


※PHASE 2 及び 3 ともに、人力でなければ判断が難しい限定的な場合に限って目視、立入による検査等を実施

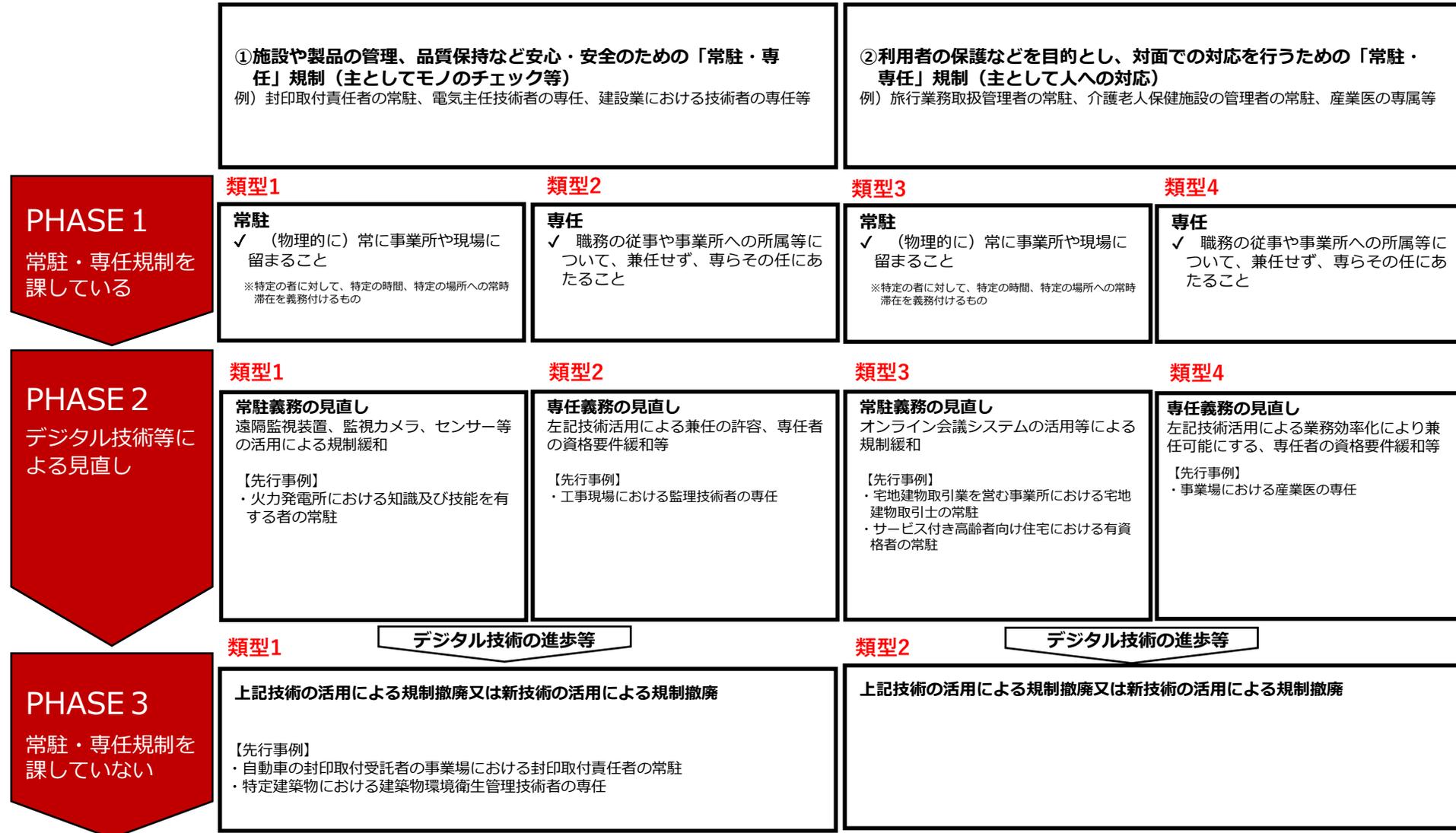
定期検査・点検規制の類型化とフェーズ（詳細）



書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制の類型化とフェーズ(詳細)



常駐・専任規制の類型化とフェーズ（詳細）



デジタル庁
Digital Agency